



## 無人航空機登録制度

2022年（令和4年）6月20日より無人航空機の登録制度が始まり、100グラム以上の登録していない無人航空機の飛行は禁止となります。  
※25kg以上の機体は25mm以上、25kg未満の機体は3mm以上の文字の高さでマジックやシールなどで表示

ただし、機体の使用が確定していない段階における研究開発のために飛行させる機体や、製造過程において飛行させる機体については、あらかじめ国土交通大臣に飛行区域や当該区域上空で飛行させる機体情報などを届け出ることによって、無人航空機の登録を不要とすることができます。

詳細や登録方法については、以下サイトを利用してご確認ください。

- [「無人航空機登録ポータルサイト」](#)（国土交通省）



JU3226ABCDE



## リモートIDの搭載

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、2022年（令和4年）6月20日より、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。

ただし、以下の飛行を行う場合は、リモートID機器などの登録が免除されます。

- ・無人航空機の事前登録受付が開始する2021年（令和3年）12月20日から2022年（令和4年）6月19日までの事前登録期間中に手続きを行った無人航空機
- ・あらかじめ国に届け出たリモートID特定区域の上空で行う飛行であって、無人航空機の飛行を監視するための補助者の配置、区域の範囲の明示などの必要な措置を講じた上で行う飛行

- [「リモートID特定区域の届出要領」](#)（国土交通省）

- ・十分な強度を有する紐など（長さが30m以内）により係留して行う飛行
- ・警察庁、都道府県警察または海上保安庁が警備その他の特に秘匿を必要とする業務のために行う飛行

